

(仮称) 旭川市いじめ防止条例骨子案について

1 条例制定の背景

本市において、令和3年2月に行方不明となり、同年3月に市内公園において遺体で発見された女子中学生について、いじめにより重大な被害を受けた疑いが生じたことから、同年4月にいじめの重大事態として対処することとなり、本市教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会において調査及び審議が行われ、令和4年9月12日に調査報告書が答申されました。

調査報告書においては、いじめとして認知しなければならなかった事実が明らかとなったほか、教育委員会における重大事態の認知の遅れや対応の誤り、学校の組織体制の問題や当該生徒への支援の不足など、様々な指摘があったところです。いずれも教育委員会として、深く反省すべきものと厳粛に受け止め、本調査報告書の内容を踏まえるとともに、二度と同様の悲しい事態を起こすことのないよう、学校・教育委員会、市長部局のそれぞれが、教育的、行政的な立場から、いじめに対応することを基本的な考え方として、いじめ対策の強化に向けた検討を行ってきました。

これまでの検討内容等を踏まえ、旭川市、旭川市教育委員会及び旭川市立小・中学校が、本件重大事態を重い教訓として、保護者、市民等、関係機関と連携し、いじめから子どもの生命と尊厳を守り、旭川市の未来の創り手となる子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、(仮称)旭川市いじめ防止条例を制定するものです。

2 条例の概要

本市におけるいじめの防止等に係る基本理念を明らかにし、市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え、市民等の役割を定めます。また、基本理念の実現のために、相談体制の整備やいじめを受けた児童生徒の支援等、いじめの防止等のための施策の基本となる事項等を定めます。

3 施行時期

令和5年第2回定例市議会に条例案を提案し、令和5年7月の施行を予定しています。